

平成 26 年 11 月

愛読者各位

株式会社日本法令 出版課

『改訂版 詳細相続税 資料収集・財産評価・申告書作成の実務』

(平成 25 年 6 月 20 日改訂初版および平成 26 年 4 月 25 日改訂 2 刷)

お詫びと訂正

本書中に誤りの箇所がございました。謹んでお詫び申し上げます。

下記の箇所を修正の上、ご利用くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

頁 (改訂初版)	頁 (改訂 2 刷)	該当箇所	誤	正
71	73	2 行目	…の適用を受けたときの <u>3,000 万円</u> までの	…の適用を受けたときの <b>2,000 万円</b> までの…
		5 行目	…場合における <u>3,000 万円</u> までの金額	…場合における <b>2,000 万円</b> までの金額
137	143	表内 特定居住用宅地等 地積 (平成 26 年 12 月 31 日まで)	400 m <sup>2</sup>	<b>240 m<sup>2</sup></b>
		表内 特定居住用宅地等 地積 (平成 27 年 1 月 1 日から)	400 m <sup>2</sup>	<b>330 m<sup>2</sup></b>
		D 欄の法定相続分に応ずる取得金額		<b>55,500 円</b>
		D 欄の相続税の総額の基となる税額		<b>9,650,000 円</b>
		相続税の税額	99,525,000	<b>109,175,000 円</b>

頁 (改訂初版)	頁 (改訂 2 刷)	該当箇所	誤	正
143	149	事例 5 相続税の総額の計算書		別紙に差替え
148		解答 (表左側) 法定相続人 E	$1/2 \times \underline{2/10} \times 1/2 = 1/20$	$1/2 \times 1/6 \times 1/2 = 1/24$
		解答 (表左側) 法手相続人 F	$1/20$	$1/24$
		解答 (表左側) 法定相続人 B	$1/2 \times \underline{2/10} = 1/10$	$1/2 \times 1/6 = 1/12$
		解答 (表左側) 法定相続人 C	$1/10$	$1/12$
		解答 (表左側) 法定相続人 D	$1/10$	$1/12$
		解答 (表左側) 法定相続人 X	$1/2 \times \underline{1/10} = 1/20$	$1/2 \times 1/6 = 1/12$
		解答 (表左側) 法定相続人 Y	$1/20$	$1/12$
		解答 (表右側) 相続人 E	$1/2 \times \underline{2/7} \times 1/2 = 1/14$	$1/2 \times 1/4 \times 1/2 = 1/16$
		解答 (表右側) 相続人 F	$1/14$	$1/16$
		解答 (表右側) 相続人 C	$1/2 \times \underline{2/7} = 1/7$	$1/2 \times 1/4 = 1/8$
		解答 (表右側) 相続人 D	$1/7$	$1/8$
		解答 (表右側) 相続人 Y	$1/2 \times 1/7 = 1/14$	$1/8$
		解説 1 行目	…E,F と非嫡出子 X,Y は…	…E,F と婚外子,Y は…
		解説 4 行目	非嫡出子 X と Y の…相続分の <u>2 分の 1</u> と…	非嫡出子 X と Y の…相続分と同じと…
		解説 4 行目後半～最後	…とされていますから…最後まで	削除する
149		計算書内 F,G の法定相続分	$1/20$	$1/24$
		計算書内 B,C,D,X,Y の法定相続分	B: $1/20$ ,C: $1/10$ ,D: $1/10$ ,X: $1/20$ ,Y: $1/20$	$1/12$
		計算書内 F,G の取得金額, 相続税の総額の基となる税額	取得金額: <u>27,600</u> , 相続税の総額の基となる税額: <u>3,640,000</u>	取得金額: <b>23,000</b> , 相続税の総額の基となる税額: <b>2,950,000</b>
		計算書内 B の取得金額, 相続税の総額の基となる税額	取得金額: <u>27,600</u> , 相続税の総額の基となる税額: <u>3,640,000</u>	取得金額: <b>46,000</b> , 相続税の総額の基となる税額: <b>7,200,000</b>

頁 (改訂初版)	頁 (改訂 2 刷)	該当箇所	誤	正
149		計算書内 C,D の取得金額, 相続税の総額の基となる税額	取得金額: <u>55,200</u> , 相続税の総額の基となる税額: <u>9,560,000</u>	取得金額: <b>46,000</b> , 相続税の総額の基となる税額: <b>7,200,000</b>
		計算書内 X,Y の取得金額, 相続税の総額の基となる税額	取得金額: <u>27,600</u> , 相続税の総額の基となる税額: <u>3,640,000</u>	取得金額: <b>46,000</b> , 相続税の総額の基となる税額: <b>7,200,000</b> <b>139,100,000</b>
		計算書内の相続税の総額	134,520,000	取得金額: <b>46,000</b> , 相続税の総額の基となる税額: <b>7,200,000</b>
150		解答 (表左側) 法定相続人 F	$1/2 \times 1/5 \times \underline{2/5} = \underline{1/25}$	$1/2 \times 1/5 \times 1/3 = 1/30$
		解答 (表左側) 法定相続人 G	1/25	<b>1/30</b>
		解答 (表左側) 法定相続人 T	$1/2 \times 1/5 \times \underline{1/5} = \underline{1/50}$	$1/2 \times 1/5 \times 1/3 = 1/30$
		解答 (表右側) 相続人 F	$1/2 \times 1/4 \times \underline{2/5} = \underline{1/20}$	$1/2 \times 1/4 \times 1/3 = 1/24$
		解答 (表右側) 相続人 G	1/20	<b>1/24</b>
		解答 (表右側) 相続人 T	$1/2 \times 1/4 \times \underline{1/5} = \underline{1/40}$	$1/2 \times 1/4 \times 1/3 = 1/24$
		解説文 二段目	これに対して代襲…次のとおりとなります。	既に死亡している A の代襲相続人は嫡出子 F・G と婚外子 S ですが, その代襲相続分は平等です。
151		相続配分式		削除する
		計算書内 F,G の法定相続分	<u>1/25</u>	<b>1/30</b>
		計算書内 T の法定相続分	<u>1/50</u>	<b>1/30</b>
		計算書内 F,G の取得金額, 相続税の総額の基となる税額	取得金額 : <u>22,080</u> , 相続税の総額の基となる税額: <u>2,812,000</u>	取得金額: <b>18,400</b> , 相続税の総額の基となる税額: <b>2,260,000</b> 取得金額: <b>18,400</b> , 相続税の総

頁 (改訂初版)	頁 (改訂 2 刷)	該当箇所	誤	正
				額の基となる税額:2,260,000
151		計算書内 T の取得金額, 相続税の総額の基となる税額	取得金額: <u>11,040</u> , 相続税の総額の基となる税額: <u>1,156,000</u>	取得金額: <u>18,400</u> , 相続税の総額の基となる税額: <u>2,260,000</u>
154		解答 (表左側) 法定相続人 E	$1/2 \times \underline{2/7} \times \underline{2/5} = \underline{2/35}$	$1/2 \times 1/4 \times 1/3 = 1/24$
		解答 (表左側) 法定相続人 F	<u>2/35</u>	<u>1/24</u>
		解答 (表左側) 法定相続人 V	$1/2 \times \underline{2/7} \times \underline{1/5} = \underline{1/35}$	$1/2 \times 1/4 \times 1/3 = 1/24$
		解答 (表左側) 法定相続人 B	$1/2 \times \underline{2/7} = \underline{1/7}$	$1/2 \times 1/4 = 1/8$
		解答 (表左側) 法定相続人 C	$1/7$	<u>1/4</u>
		解答 (表左側) 法定相続人 G,H	$1/2 \times \underline{1/7} \times \underline{2/5} = 1/35$	$1/2 \times 1/4 \times 1/3 = 1/24$
		解答 (表左側) 法定相続人 I	$1/2 \times \underline{1/7} \times \underline{2/5} = \underline{1/70}$	$1/2 \times 1/4 \times 1/3 = 1/24$
		解答 (表右側) 相続人 E	$1/2 \times \underline{2/5} \times \underline{2/3} = \underline{2/15}$	$1/2 \times 1/4 \times 1/3 = 1/12$
		解答 (表右側) 相続人 V	$1/2 \times \underline{2/5} \times \underline{1/3} = \underline{1/15}$	$1/2 \times 1/3 \times 1/2 = 1/12$
		解答 (表右側) 相続人 C	$1/2 \times \underline{2/5} = \underline{1/5}$	$1/2 \times 1/3 = 1/6$
		解答 (表右側) 相続人 H	$1/2 \times \underline{1/5} \times \underline{2/3} = \underline{1/15}$	$1/2 \times \underline{1/3} \times \underline{1/2} = \underline{1/15}$
		解説文 2 行目～最後まで 差し替え	このようなケースの場合には, …相続分を計算します。	しかしながら, 嫡出子と婚外子の相続人は同じとされたので, 子の各人, 代襲相続人の各人の相続分は同じになります。
155		計算式		削除する
		計算書内 法定相続人 E,F	法定相続分: <u>2/25</u>	<u>1/24</u>
		計算書内 法定相続人 V	法定相続分: <u>1/35</u>	<u>1/24</u>

頁 (改訂初版)	頁 (改訂2刷)	該当箇所	誤	正
		計算書内 法定相続人 B,C	法定相続分： <u>1/7</u>	1/8
		計算書内 法定相続人 G,H	法定相続分： <u>1/35</u>	1/24
		計算書内 法定相続人 I	法定相続分： <u>1/70</u>	1/24
		計算書内 法定相続人 E,F の取得金額，相続税総額の基となる税額	取得金額： <u>31,200</u> ，相続税総額の基となる税額： <u>4,240,000</u>	取得金額： <b>22,750</b> ，相続税総額の基となる税額： <b>2,912,500</b>
		計算書内 法定相続人 V の取得金額，相続税総額の基となる税額	取得金額： <u>15,600</u> ，相続税総額の基となる税額： <u>1,840,000</u>	取得金額： <b>22,750</b> ，相続税総額の基となる税額： <b>2,912,500</b>
		計算書内 法定相続人 B,C の取得金額，相続税総額の基となる税額	取得金額： <u>78,000</u> ，相続税総額の基となる税額： <u>16,400,000</u>	取得金額： <b>68,250</b> ，相続税総額の基となる税額： <b>13,475,000</b>
		計算書内 法定相続人 G,H の取得金額，相続税総額の基となる税額	取得金額： <u>15,600</u> ，相続税総額の基となる税額： <u>1,840,000</u>	取得金額： <b>22,750</b> ，相続税総額の基となる税額： <b>2,912,500</b>
		計算書内 法定相続人 I の取得金額，相続税総額の基となる税額	取得金額： <u>7,800</u> ，相続税総額の基となる税額： <u>780,000</u>	取得金額： <b>22,750</b> ，相続税総額の基となる税額： <b>2,912,500</b>
		計算書内 相続税の総額	<u>43,430,000</u>	<b>140,275,000</b>
448		(4)評価内の図	保証金の複利現価…	補償金の複利現価…
499		第4表 (C1)欄の金額	<u>120</u>	<b>97</b>
		第4表 (C2)欄の金額	<u>97</u>	<b>74</b>
502		第4表 (C1)欄の金額	<u>177</u>	<b>165</b>
		第4表 (C2)欄の金額	<u>165</u>	<b>154</b>
597		⑤相互関係 図	特定事業用宅地等	特定事業用 <b>等</b> 宅地等
702		土地1行目の数量	160	<b>48</b>
		土地2行目 所在場所	千代田区神田平川町 <u>2-2-2</u>	千代田区神田平川町 <b>2-120</b>

頁 (改訂初版)	頁 (改訂2刷)	該当箇所	誤	正
		土地 2 行目の数量	136	135
		土地 3 行目の数量	136	135
		土地 5 行目の利用区分		自用地居住用
		土地 7 行目の倍数	1.1 0.865	1.1×0.865
		土地 8 行目の所在場所	川崎市高津区下丸子 9-6-3	川崎市高津区下丸子 9-486
703		有価証券 15 行目の所在場所等	〇×銀行世田谷支店	××銀行世田谷支店
		有価証券 16 行目の取得財産の価額 取得した人の氏名：甲野健太・茉莉	20,640,374	20,640,347
		有価証券 18 行目の利用区分、銘柄等	〇〇証券投資信託△△フファンド	〇〇証券投資信託△△ファン ド
705		その他の財産 9 行目	数量欄の 6,000,000	固定資産税評価額欄の 6,000,000
		その他の財産 11 行目	数量欄の 8,000,000	固定資産税評価額欄の 8,000,000
			単価欄の 0.6	倍数欄の 0.6
713		贈与を受けた人の氏名 No.1 (1,2 とともに)	甲野三郎	甲野太郎
		贈与の申告書を提出した税務署 No.1	藤沢税務署	玉川税務署
719	729	相続税額の加算金額の計算書		別紙に差替え
721		各人の合計 ⑱	303,592,827	339,916,827
		各人の合計 ⑲	36,324,000	削除する
		甲野花子 Ⅱ下段	68,663,000	54,800,000
		甲野花子 Ⅰ	369,039,541	396,039,541
726	736	第 1 表 相続税の申告書		別紙に差替え

頁 (改訂初版)	頁 (改訂2刷)	該当箇所	誤	正
749	759	未成年者控除額の計算書		別紙に差替え
753		⑧の金額	2,572,823,919	2,571,823,919
756		⑤の金額	125,000,000	25,000,000
757		①の金額	1,128,940,402	1,128,942,402
		⑮の金額	585,152,000	585,152,500
758	768	相続税の申告書		別紙に差替え